

遠野市市営建設工事について、次により条件付一般競争入札を実施する。

遠野市長 本 田 敏 秋

条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 遠野市同報系デジタル防災行政無線整備工事
(2) 工事場所 遠野市一円
(3) 工事概要 工種 : 電気通信工事
同報系デジタル防災行政無線整備工事
・親局設備、設置工事
・遠隔制御設備、設置工事
・中継局設備、設置工事
・再送信子局設備、設置工事
・屋外拡声子局設備、設置工事
・個別受信機設備、設置工事
・情報配信装置設備、設置工事
・既存アナログ無線設備の撤去工事及び廃棄処分
・その他工事
(4) 工事期間 令和元年6月21日から令和4年2月18日まで（3年間契約）

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 10/100以上

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和元年6月14日（金） 午後1時30分
(2) 入札場所 遠野市役所本庁舎3階大会議室

5 入札参加資格

- (1) 平成29・30年度遠野市市営建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の電気通信工事に掲載されている者で、次に掲げる要件を満たしていること。
ア 電気通信工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
イ 東北管内に本社、支店、営業所等を有していること。
ウ 電気通信工事にかかる経営事項審査の結果の総合評定値が、1,300点以上であること。
エ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置できる者であること。ただし、平成25年9月19日付国土建第162号『東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について』にある範囲において、技術者の兼任を認める。
(ア) 電気通信工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の交付を受けている者で、他の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者として配置されていない者であること。
(イ) 雇用期間を限定することなく7に示す申請の日前3月以上継続して雇用されている者（法人の役員を含む。以下「常時雇用者」という。）であること。
オ 過去10年間に当該工事の同種工事について元請としての施工実績があること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者の場合に限る。
同種工事は次の要件を満たす内容とする。
(ア) 同報系デジタル防災行政無線の整備工事を元請として施工した実績を有すること
(イ) Q P S K ナロー方式の無線設備の導入実績がある無線メーカーの無線設備を導入

できること

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 令第 167条の 4 第 2 項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後 2 年を経過していない者でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第 100号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 法第27条の23第 2 項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。
- (6) 現に法第28条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (8) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日制定。）に基づく指名停止を現に受けていないこと。また、遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (9) 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者と、資本又は人事面において関連がある者でないこと。

6 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 期間 公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までとし、貸出しは当日の 2 時間限りとする。
- (2) 場所 遠野市総務企画部財政担当

7 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

- | | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|-----|
| ア | 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号） | 1 部 |
| イ | 確認書類 | |
| (ア) | 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書（様式第 3 号） | 1 部 |
| (イ) | 配置予定技術者の雇用関係及び施工経験等を確認できる書類 | 1 部 |
| (ウ) | 法第27条の23第 2 項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないことを確認できる書類 | 1 部 |
| (エ) | 同種工事の施工実績を確認できる書類 | 1 部 |
| オ | 申請書の様式については、遠野市ホームページに掲載する。 | |

(2) 入札参加申請手続

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| ア | 申込方法 | 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。） |
| イ | 提出期限 | 令和元年 5 月 30 日（木） 正午までとする。 |
| ウ | 提出場所 | 遠野市総務企画部財政担当 |

8 入札参加申請者への確認通知

入札参加申請者には、入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第 4 号。以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

（通知予定日 令和元年 6 月 3 日（月））

9 入札の方法

- (1) 郵便による入札は、認めない。

- (2) 入札と同時に工事費内訳書（総括）（別紙4）を提出すること。
- (3) 工事費内訳書（総括）（別紙4）と入札書の金額が一致しない場合は無効とする。
- 10 質問書の受付及び回答方法
 - (1) 設計図書等に対して質問がある場合は、令和元年6月5日（水）正午までに、設計図書等に関する質問書（別紙5）により総務企画部財政担当あて提出すること。
 - (2) 回答は、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（別紙6）により遠野市ホームページで令和元年6月10日（月）までに公表する。
- 11 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 5に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者の入札
 - (3) 入札条件に違反した入札
- 12 契約書作成の要否
 - 契約書は、作成する。
- 13 その他
 - (1) 本件工事は、遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年遠野市条例第170号）第2条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。
 - (2) 本件工事は、最低制限価格を設定する。
 - (3) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（別紙1）及び条件付一般競争入札心得（別紙2）を遵守しなければならない。
 - (4) 現場説明は、行わない。
 - (5) 契約締結時までに7(1)に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、総務企画部財政担当に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別紙7）を提出するものとする。
 - (6) 提出された書類等は、返却しないものとする。
 - (7) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
 - (8) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
 - (9) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- 14 照会先
 - (1) 一般的事項 総務企画部財政担当 [電話0198-62-2111・内線225]
 - (2) 設計に関する事項 総務企画部ICT担当 [電話0198-62-2111・内線232]